

長岡市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和8年7月10日

長岡市監査委員	野	口	和	弘
同	野	本	直	樹
同	橋	本	奈	奈
同	丸	山	広	司

1 監査の対象

地方創生推進部 政策企画課
市民協働推進部 スポーツ振興課
商工部 産業イノベーション課
観光・交流部 観光課

2 監査の範囲

令和7年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況
（委託料については令和6年度の執行分、補助金については令和6年度及び令和8年度の執行分を含む。）

3 監査の期間

令和8年4月8日から4月30日まで

4 監査の実施内容

監査対象の事務事業が関係法令等に基づき適正かつ経済的、効率的及び効果的に執行されているかを、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務について監査しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

(1) 前回監査の結果に対する措置状況

是正改善の取組は適正か。

(2) 収入事務

収入事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 調定及び収入時期は適正か。

イ 領収証書及び現金出納簿の取扱いは適正か。

ウ 現金の管理は適正か。

(3) 支出事務

支出事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 支出負担行為及び支払時期は適正か。

イ 支出の特例による支払方法（前渡資金、概算払等）及び精算等の手続きは適正か。

ウ 検収確認は適正か。

(4) 契約事務

契約事務に関する手続き及び時期並びに履行確認は適正か。

ア 関係法令等に基づき処理されているか。

イ 契約の相手方及び選定方法は適正か。

ウ 契約書に必要な条項が記載されているか。

エ 履行確認は適正か。

(5) 補助金交付事務

補助金の交付事務に関する手続き及び時期並びに事業実績の検査は適正か。

ア 要綱等に沿った事務処理となっているか。

イ 補助事業の実績は交付目的に適合しているか。

ウ 交付時期及び補助額は適正か。

(6) 財産管理事務

財産の管理は適正か。

6 監査の結果

監査の対象	監査の結果
政策企画課	【注意事項】 委託契約における事前承認がない下請負について 次期長岡市総合計画及び次期長岡市総合戦略策定支援業務委託契約においては、業務を第三者に下請負させる場合には、あらかじめ書面により市の承認を受けることとされている。 しかし、本件では、冊子の印刷・製本業務について受託者が第三者に下請負を行っているにもかかわらず、書面による承認手続が行われていなかった。 必要な措置を講じ、適正な事務事業の執行に努めてください。 上記の事項のほかは、おおむね適正に処理されていました。
スポーツ振興課	【注意事項】 委託契約における不適正な事務処理について ジュニアスポーツ強化事業委託契約では、宿泊費等について参加者から負担金を徴収する場合、その徴収額を委託料の対象経費から除くこととされている。 しかし、一部事業の収支報告書において、実際に参加者から徴収した額ではなく、委託料を充当した後の不足額を参加者負担金として計上していたほか、参加者数や支出額等の記載にも不備が見受けられた。 また、所管課においても、参加者負担金の徴収額の内訳や証拠書類の確認が十分ではなかった。 さらに、事業内容の変更に伴う事前協議も適切に行われていなかった。 このような事態が生じたのは、参加者負担金の取扱いについて、市と受託者双方の理解が不足していたことや、委託契約書及び実施要領において、委託料の対象外経費を含む事業全体の収支や収入の内訳等、報告すべき事項が具体的に明示されていないことなどが要因と考えられる。 ついては、必要な措置を講じ、適正な事務事業の執行に努めてください。 【意見】 ジュニアスポーツ強化事業について 本事業は、ジュニア選手の強化に当たり、市が競技団体の専門性を活用するため、長岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）に委託して実施している。業務委託においては、事業主体は市であることから、市が責任を持って事業を管理・運営する必要がある。 しかし、現状では、契約金額を上回る規模の事業が協

	会において実施され、協会に加盟する競技団体の自主財源による補填を前提とした運用が見受けられることから、本委託事業は補助金的な性格を有するものと考えられる。また、参加者負担金の取扱いについては、統一的な基準が整理されていないことから、事業主体としての市の関与が十分になされているとは言い難い。 一方、競技団体による自主的な取組は、ジュニアスポーツの振興において重要な役割を果たすものであり、その主体性や創意工夫は尊重されるべきである。 については、こうした自主的な取組に配慮しつつ、委託事業として実施する範囲を整理し、市と協会との役割分担及び責任の所在を明確化するとともに、契約金額の妥当性や参加者負担金の徴収基準などについても検討されたい。 その上で、それぞれの役割に応じた適切な関与のもと、専門性や効率性を活かした効果的なジュニアスポーツ強化事業が展開されるよう、事業手法の在り方についても検討されたい。 上記の事項のほかは、おおむね適正に処理されていました。
産業イノベーション課	【意見】 団体に対する負担金の適正な執行について NaDeC構想推進コンソーシアムに対する市負担金の執行状況を監査した結果、当該団体において多額の繰越金が発生し、その額は前年度と比較して大幅に増加していることが認められた。 負担金は、特定の事業について一定の義務や責任、受益があるため、その程度に応じて経費を負担し、支出するものであり、支出の妥当性や事業効果について十分な説明が求められる。 こうした中、当該団体においては事業実施に伴う負担金の残余は精算されず、翌年度に繰り越され、余剰資金が団体内に留保されている。これは、残余金の取扱いに関するルールが明確でないことや、負担金の執行管理と次年度予算への反映が十分でないことによるものと考えられる。 については、構成団体と協議の上、負担金の交付に当たり、残余金が生じた場合の取扱いについて条件を付すなど、負担金の適正な執行に努めてください。 上記の事項のほかは、おおむね適正に処理されていました。
観光課	適正に処理されていました。